

大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集要項

大阪府富田林土木事務所（大阪府立狭山池博物館管理者）が行う同博物館内における喫茶コーナー営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料 (R8.9.1~R9.3.31)	位置
大阪府立狭山池博物館 3階 大阪府大阪狭山市池尻中2丁目	厨房 他 9.76㎡	一式	244,100円 (税抜き額)	別図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者
 - ⑧ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実のあった日から2年を経過したものを含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納し、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県民税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (7) 直近3年間において、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。

3 公募条件等

(1) 使用許可の期間

- ① 使用許可の期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとします。令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。
- ② 使用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者も公募に参加することができます。ただし、既使用者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

(2) 使用料等

- ① 応募価格
応募価格は、「(1)使用許可の期間」にかかわらず、年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。
- ② 使用料の納入
使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。
- ③ 使用料
使用料は、営業事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」という。）に百分の百十を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定に伴い、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。
なお、令和8年9月1日から令和9年3月31日までの使用料については、応募価格を日割り計算（100円未満切上げ）のうえ、百分の百十を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。
- ④ 使用料の還付
既納の使用料は、行政財産使用料条例の規定により還付しません。ただし、大阪府の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。
- ⑤ 使用料の減免
使用許可期間中、使用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

(3) 必要経費の負担

- ① 営業事業者が負担すべき経費
 - ・大阪府立狭山池博物館喫茶コーナーの営業に必要な各種手続きに要する費用
 - ・使用前・使用中における府から貸与を受ける設備・備品等の維持補修に必要な費用
 - ・営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ② 光熱水費その他経費の負担

喫茶コーナーの準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業にかかる仕様書 2」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業にかかる仕様書 3」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 喫茶コーナーを営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に「2応募資格要件(6)」にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
- ④ 車両を長時間常時駐車する必要がある場合は、あらかじめ博物館管理者の承諾が必要です。

(5) 原状回復

営業事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明郵便に限る）

申込受付期間 令和8年6月8日（月）～令和8年6月29日（月）必着

送り先 〒584-0031

大阪府富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内

大阪府富田林土木事務所 総務・契約課 あて

持参される場合

申込受付期間 令和8年6月8日（月）～令和8年6月29日（月）午後5時必着

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出先 大阪府富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内2階

大阪府富田林土木事務所 総務・契約課 まで

なお、応募申込書については、封筒等に入れて中が見えないようにして持参してください。

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 販売品目（大阪府所定様式）
- ④ 「2応募資格要件(7)」にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
- ⑤ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

(3) その他 電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

5 質問書の提出・回答及び現地説明会

(1) 質問受付期間 令和8年6月16日（火）～令和8年6月18日（木）午後5時必着

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

質問書（大阪府所定様式）により、「(1)質問受付期間」内に「4応募申込手続き(1)申込方法 提出先」までご持参されるか大阪府富田林土木事務所 総務・契約課 FAX0721-25-4037あてにFAXされるか tondabayashidoboku@sbox.pref.osaka.lg.jpへメール送信してください。FAX、メールともに送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(3) 質問書への回答日

令和8年6月24日（水）に大阪府ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(4) 現地説明会

日 時：令和8年6月12日（金）午後2時から

集 合 場 所：大阪府狭山池博物館3階 喫茶コーナー（現地集合）

参加手続き：現地説明会参加申込書の提出

別添、現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、提出ください。

① 申込期限

令和8年6月10日（水）午後5時までに大阪府富田林土木事務所 総務・契約課 F A X 0 7 2 1-25-4037まで F A Xされるか tondabayashidoboku@sbox.pref.osaka.lg.jp へメール送付してください。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

② 留意事項

- 現地説明会の日程は1日間です。現地の視察時間は約30分程度です。
- 写真撮影は厳禁とします。
- 当日の質問にはお答えできませんので、その旨ご了承ください。

6 営業事業者の決定

- (1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者となります。

なお、最高の応募価格で申し込みを行った者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者（次位者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。）を営業事業者とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

- (2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2人以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

- (3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和8年7月1日（水）の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和8年7月8日（水）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2応募資格要件(5)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 図面
- ③ 各種納税証明書
- ④ 大阪府暴力団排除条例に関する書類（大阪府指定様式）
- ⑤ 「2応募資格要件(6)」にかかる許認可等（大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業許可等）の許可証等の写し
※使用許可後、営業許可をとり速やかに提出すること。
- ⑥ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は「2応募資格要件(6)」にかかる許認可等が得られなかった場合
- ③ 誓約書の記載内容に違反した場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

10 募集に関する問い合わせ先

大阪府富田林土木事務所 総務・契約課 担当 杉原
大阪府富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内
電話0721-25-1131（内線306） FAX0721-25-4037

応募申込書

〈大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー〉

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 ー ）

氏名

法人名

代表者名

印

（事務担当者）

所属部署

氏名

電話

大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	設置場所	使用許可面積	数量	応募価格（提案使用料）			
大阪府大阪狭山市 池尻中2丁目	大阪府立 狭山池 博物館 3階	厨房 他 9.76 m ²	一式				0 0 円

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、今年度の使用期間に関わらず年額として、百円単位（税抜き）で記入してください。なお、応募価格（税抜き）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥を入れてください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 販売品目（大阪府所定様式）
- ③ 「2 応募資格要件(7)」にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
- ④ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

誓約書

私は、大阪府が実施する大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者の募集の申込み
に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集要項」及
び「大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業にかかる仕様書」について十分理解し、承知
の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める
必要な資格を有します。
- 3 大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集要項の各条項に掲げられている事項
及びこれに基づく大阪府知事の指示に対して、遵守できない場合は、当該行政財産の使用
許可を取り消されても不服は申し立てません。
- 4 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人
の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

質 問 書

質問内容

回答内容

氏 名
法人名
代表者名

担当者名

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

代表者

所在地

法人名

代表者名

1 件名

大阪府立狭山池博物館喫茶コーナー営業事業者募集（現地説明会）

2 参加者名

氏名	
氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

3 連絡先

FAX番号	
電話番号	

※ 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時までにFAXで提出するかメールで送付すること。（必着）
送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

[FAX番号 0721-25-4037]

[メールアドレス tondabayashidoboku@sbox.pref.osaka.lg.jp]